

福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1-1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌年9月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	74	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	手繰第二種なまここぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10kW（調整7馬力）以下	5トン未満	40	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
	手繰第三種けた網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月8日から4月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	72	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を受有している者

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
機船船びき網漁業	1 そうあみ浮びき網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	22	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	さより浮びき網漁業	福岡県豊前海海面	4月10日から6月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 330kW（旧漁船法馬力数70馬力(調整35馬力)以下 ・ 推進機関の総行程容積は7.54リットル以下 	—	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	しばえび浮びき網漁業	福岡県豊前海海面	9月11日から10月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 330kW以下（旧漁船法馬力数70馬力(調整35馬力)以下 ・ 推進機関の総行程容積は7.54リットル以下 	—	27	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
ごち網漁業	雑魚1そうごち網漁業	福岡県豊前海海面	4月1日から翌年3月31日まで	—	—	30	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
さし網漁業	ぼら囲さし網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	30	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
さし網漁業	さわら流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	15	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	まながつお流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	5月1日から12月31日まで	—	—	65	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	さより流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	4月20日から5月31日まで	—	2トン以下	2	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	なるとびえい流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	6月1日から11月30日まで(駆除事業終了日まで)	—	—	4	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	195	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
	三重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	186	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
集魚灯利用すくい網漁業	—	福岡県豊前海海面	9月1日から11月30日まで(12月31日まで)	—	—	10	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
延なわ漁業	—	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	15	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
かご漁業	いかかご漁業	福岡県豊前海海面	2月1日から7月31日まで	—	—	3	北九州市門司区に住所を有する者
	かにかご漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	186	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

1-2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置（県外からの入漁分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県豊前海海面	6月10日から翌年2月末日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	113	・山口県において小型底びき網手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を有する者であって、周防灘三県漁業協定書等に基づいて入漁する者
さし網漁業	きす流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	6月15日から8月15日まで	—	—	3	・関係する漁業権者の同意を得た者
固定式さし網漁業	こち建網漁業	福岡県豊前海海面	6月15日から8月15日まで	—	—	12	・関係する漁業権者の同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし